

香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例議案

香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（昭和59年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>(費用弁償)</p> <p>第3条 議会の議員が公務のため旅行したときは、<u>別表</u>に定めるもののほか、費用弁償として旅費を職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号）の適用を受ける職員の例により支給する。この場合において、議会の議員は、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表による9級の職務の級にある者とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 議会の議員が招集に応じて会議に出席した場合、<u>議会の議決により付議された特定の事件についての審査のための委員会に出席した場合又は議案調査のための休会の日に登庁した場合に支給する旅費の種類は、第1項の規定にかかわらず、<u>鉄道賃、船賃、車賃、旅行雑費及び宿泊料とする。</u></u></p> <p><u>別表</u>（第3条関係） 略</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第3条 議会の議員が公務のため旅行したときは、<u>別表第1</u>に定めるもののほか、費用弁償として旅費を職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号）の適用を受ける職員の例により支給する。この場合において、議会の議員は、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表による9級の職務の級にある者とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 議会の議員が招集に応じて会議に出席した場合又は<u>議会の議決により付議された特定の事件についての審査のための委員会に出席した場合には、第1項の規定にかかわらず、<u>別表第2</u>に定める旅費を支給する。</u></p> <p><u>別表第1</u>（第3条関係） 略</p> <p><u>別表第2</u>（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1173 1075 2065 1350"> <thead> <tr> <th data-bbox="1173 1075 1895 1155">区 分</th> <th data-bbox="1897 1075 2065 1155">金額（出席 1日につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1173 1157 1895 1195">招集地と同一市町村の区域内に住所を有する議員</td> <td data-bbox="1897 1157 2065 1195">8,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 1197 1895 1270">招集地と同一市町村の区域外で招集地からの距離が40キロメートル未満の区域内に住所を有する議員</td> <td data-bbox="1897 1197 2065 1270">11,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 1272 1895 1345">招集地と同一市町村の区域外で招集地からの距離が40キロメートル以上の区域内に住所を有する議員</td> <td data-bbox="1897 1272 2065 1345">12,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考</u> <u>議案調査のための休会日数は、会議に出席した日数に算入する。</u></p>	区 分	金額（出席 1日につき）	招集地と同一市町村の区域内に住所を有する議員	8,000円	招集地と同一市町村の区域外で招集地からの距離が40キロメートル未満の区域内に住所を有する議員	11,000円	招集地と同一市町村の区域外で招集地からの距離が40キロメートル以上の区域内に住所を有する議員	12,000円
区 分	金額（出席 1日につき）								
招集地と同一市町村の区域内に住所を有する議員	8,000円								
招集地と同一市町村の区域外で招集地からの距離が40キロメートル未満の区域内に住所を有する議員	11,000円								
招集地と同一市町村の区域外で招集地からの距離が40キロメートル以上の区域内に住所を有する議員	12,000円								

## 附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。